

平成 30 年 7 月 25 日

名古屋市長  
河村たかし様

NPO 法人ソーシャルアクション・パートナーシップ  
理事長 小森猛  
京都府京田辺市河原御影 30-4

### 「福祉に教育にあったきゃあ市民」の実現に向けての要望

私たちは、京都で活動している NPO 法人です。地域で生活する障害者を支援する事業を運営し、当事者運動団体にも加盟し、誰もが取り残されないノーマライゼーション社会の実現に向けて活動しています。

さて、今般、報道や障害当事者運動で注目されている名古屋城天守閣復元事業について、以下の通り要望させていただきます。

河村市長はマニフェストに「福祉に教育にあったきゃあ市民」を掲げておられます。そして、その中で「障害を持った方を大切に」「お年寄りを大切に」と明言されています。そうした河村市長の政治姿勢は大変共感いたしますし、障害者権利条約の完全実施を強く後押しするものだと思います。

しかしながら、そうした河村市長の政治姿勢に逆行するのが、今回の天守閣復元事業におけるエレベーター不設置の決定です。

**1. “木造”名古屋城は建築基準法や消防法に沿った設計となっているため「史実に忠実」な建築物ではありません。そのため、「障害者差別解消法」のみを適用しない根拠がありません。**

これまでも障害当事者や識者が指摘されている通り、入場可能な建築物とするには、現代の建築基準法や消防法を順守しなければならないため、そもそも「史実に忠実」な建築物は建設不可能です。また、先日 7 月 19 日付の報道でも、一般財団法人日本建築センターの指摘により史実にはない避難階段の設置が決定されました。

このような経緯に鑑みて、やはり障害者差別解消法に基づかない設計は合理性がありません。このことは河村市長も認識されていることと思います。

**2. 河村市長が提案されている障害者への配慮を目的とした「新技術」については具体性が乏しく、実現可能性の実証がなされていません。**

7 月 24 日に新技術についての説明会が行われましたが、その際にも実際の運用に関して懸念の声が上がったと聞いています。また、多くの観覧客が階段を使用する中で、例えば二足歩行ロボットや駕籠かきによる階段昇降などがスムーズに運用できるでしょうか。大変疑問を感じます。

また、障害や移動の手段・形態は多様であり、現段階の技術ではエレベーターが最も汎用性が高く安全であることは誰もが認めるところです。

### 3. 歴史的建造物や文化財の価値とユニバーサルデザインの両立は可能です。

実際に国内外の歴史的建造物や文化財において、景観や建造物の価値を損なうことなくバリアフリー化を行っている事例は多くあります。国内の事例に関しては、文化庁が「文化財の活用のためのバリアフリー化事例集」を発刊しております。また、高橋儀平氏の論文である「歴史的建造物のアクセシビリティ考」では、故宮（中国）やコロッセオ（イタリア）の他、多くのバリアフリー事例が紹介されています。

私たちは、今回のエレベーターの設置について、障害者のみのニーズであるとは考えていません。京都においても多くの観光客が訪れます。そして、アクセシビリティや利用のしやすさに対する配慮の重要性をよく理解しています。

アクセシビリティに対する保障は障害者のみのニーズではなく、高齢者やベビーカー使用者、キャリーバッグを抱えた旅行者など多くの来場者にとっても、大変有益なものとなります。

### 4. 「障害者差別禁止条例制定」のためにもエレベーター設置は必須条件

河村市長は、マニフェストにおいて「障害者差別禁止条例制定」を掲げておられます。その前提となっている障害者権利条約や障害者差別解消法は、障害者が他の者と平等にその権利が保障されることを規定するものであり、決して特別の権利を障害者へ与えるものではありません。

しかしながら、今回の天守閣復元において、エレベーター設置が世論の支持を得ているとは言えない状況であり、また、今回の天守閣へのエレベーター不設置に対する障害者団体等の抗議活動が「障害者のわがまま」と捉えられていることは否定できません。

河村市長が制定を公約する障害者差別禁止条例は、そうした根強い世論や偏見を変革することを目的とする条例です。その河村市長が取るべき姿勢は、たとえ上記のような世論があろうとも、エレベーター設置の必要性を社会へ向けて啓発することです。

以上の理由を十分に考慮していただき、河村市長のマニフェストである「福祉に教育にあつたきやあ市民」の実現のためにも、名古屋城天守閣復元事業において、天守閣へのエレベーター設置に関して方針転換を強く求めます。